

東京都環境確保条例施行規則

別表第9 公害防止管理者を選任すべき工場の区分等(第48条、第49条関係)

工場の区分		公害防止管理者の区分
条例別表第8に掲げる工場のうち次の各号に掲げる業種に属するもの(従業員10人以上のものに限る。)並びに発電施設、都市ガス製造施設、都市ごみ焼却施設及びパルプ製造施設を有する工場		東京都一種公害防止管理者
1	非鉄金属第1次精錬精製業	
2	鉛再精錬又は亜鉛第2次精錬業	
3	伸銅品又はメッキ鉄鋼線製造業	
4	鑄鋼、鋳鉄鑄物、可鍛鑄鉄若しくは非鉄金属鑄物製造業又は製鋼業	
5	有機質飼料又は肥料製造業	
6	建設機械又は鉱山機械製造業	
7	運送用車両又は運送用車両部品製造業	
8	鋼船製造又は修理業	
9	トラクター製造業	
10	亜鉛鉄板製造業	
11	石けん又は合成洗剤製造業	
12	合板製造又は薬品による木材処理業	
13	プラスチック、合成皮革、プラスチック床材、プラスチックフィルム又はプラスチック発泡製品製造業	
14	セメント製造業	
15	舗装材料製造業	
16	合金鉄又は電気炉鋳製造業	
17	鍛工品製造業	
18	圧縮ガス又は液化ガス製造業	
19	界面活性剤製造業	
20	ソーダー製造業	
21	メタン誘導品製造業	
22	医薬品又は農薬製造業	
23	産業用火薬類製造業	
24	染料若しくはその中間物、顔料又は塗料製造業	
25	表面処理鋼材製造業	
26	コーラール製品製造、潤滑油及びグリス精製業	
条例別表第8に掲げる工場前で前項各号に規定するもの以外のもの		東京都一種公害防止管理者又は東京都二種公害防止管理者

環境確保条例施行規則 別表第11 適正管理化学物質(第51条関係)

1	アクロレイン
2	アセトン
3	イソアミルアルコール
4	イソプロピルアルコール
5	エチレン
6	塩化スルホン酸
7	塩化ビニルモノマー
8	塩酸
9	塩素
10	カドミウム及びその化合物
11	キシレン
12	クロム及び三価クロム化合物
13	六価クロム化合物
14	クロルピクリン
15	クロロホルム
16	酢酸エチル
17	酢酸ブチル
18	酢酸メチル
19	酸化エチレン
20	シアン化合物(錯塩及びシアン酸塩を除く無機シアン化合物)
21	四塩化炭素
22	1・2—ジクロロエタン
23	1・1—ジクロロエチレン
24	シス—1・2—ジクロロエチレン
25	1・3—ジクロロプロペン
26	ジクロロメタン
27	シマジン
28	臭素化合物(臭化メチルに限る。)
29	硝酸
30	水銀及びその化合物
31	スチレン
32	セレン及びその化合物
33	チウラム
34	チオベンカルブ
35	テトラクロロエチレン
36	1・1・1—トリクロロエタン
37	1・1・2—トリクロロエタン
38	トリクロロエチレン
39	トルエン
40	鉛及びその化合物
41	ニッケル
42	ニッケル化合物
43	二硫化炭素
44	砒(ひ)素及びその無機化合物
45	ポリ塩化ビフェニル
46	ピリジン
47	フェノール
48	ふっ化水素及びその水溶性塩
49	ヘキサン
50	ベンゼン
51	ホルムアルデヒド
52	マンガン及びその化合物
53	メタノール
54	メチルイソブチルケトン
55	メチルエチルケトン
56	有機燐(りん)化合物(EPNに限る。)
57	硫酸
58	ほう素及びその化合物